

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年7月2日  
厚生労働省  
健康・生活衛生局  
食品監視安全課

食品衛生法施行規則の一部を改正する件について、令和7年3月25日（火）から同年4月23日（水）まで御意見を募集したところ、計13件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	検討会では全自動調理機の基準について、具体的な事項が検討されていないが、省令上、どのように規定するのか。	全自動調理機とは、自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、食品衛生法施行令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものとしています。
2	全国の自治体で施設基準を平準化する観点から、厚生労働省において高度な機能を有する自動販売機のようにリスト化（全自動調理機への該否判断を含む。）を行っていただきたい。また、全自動調理機に係る衛生管理の手引書を作成していただきたい。	従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に係る運用の実態等を踏まえ、今後、具体的な事例等示すことを検討いたします。

3	全自動調理機の部品洗浄やメンテナンスの際には作業者が手指を洗浄するための洗浄設備と部品類の洗浄を行う洗浄設備は必須となるのではないか。	従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の形態を踏まえ、機器メンテナンスの際に都度、従業者等が必要な洗浄設備を持ち込むこと、適切に廃水回収を行うことを想定しています。
4	省令改正後、都道府県は施設基準を定める条例を改正することになるが、施設基準の運用に関して自治体間の差を生じさせないよう、厚労省として配慮していただきたい。	施設基準の運用に関して、今後、通知等により示す予定です。
5	都道府県が条例改正を円滑に進められるように、食品衛生法施行規則を改正するに至ったその背景及び理由について施行通知で明確に示していただくとともに、説明会の開催をご検討いただきたい。	改正の背景等に関して、今後、通知等により示す予定です。
6	緩和する規定や追加する規定について、将来的に技術が革新されても柔軟に対応できる改正内容にしていただきたい。 また、食品衛生法施行規則の施設基準を参酌し、条例改正を行うには最低でも1年程度はかかるため、そうした観点でも、都度改正が必要な規定とはせず、柔軟に対応ができる改正内容としていただきたい。	将来的な対応については、制度の施行状況も踏まえながら、適切に検討いたします。
7	全自動調理機を屋外に単独で設置し、営業する形態は想定していないと考えて良いか。	想定していません。
8	全自動調理機を自動車に搭載し、営業する形態は想定していないと考えて良いか。	想定していません。

9	<p>食品衛生法施行規則別表第 20 において、施設内の状況の把握など、従業者が常駐しない施設においては機器の機能等により補完して行う必要のある規制を追加することだが、どのような設備（施設内の監視設備等）が施設基準を満たしているかを明確にするために運用通知や Q&amp;A により示していただきたい。</p>	<p>施設基準の運用に関して、今後、通知等により示す予定です。</p>
10	<p>食品衛生法施行規則別表第 19 で必要がない又は代替設備による対応が可能な規制とするものについて、その理由を施行通知や Q&amp;A で明確に示していただきたい。また、別表第 20 の機器の機能等により補完して行う必要のある規制について、明確な規定としていただくとともに、施行通知や Q&amp;A で示していただきたい。</p>	<p>施設基準の運用に関して、今後、通知等により示す予定です。</p>
11	<p>従業者が常駐しない施設について食品衛生法施行規則別表第 17 及び別表第 18 のいわゆる HACCP に沿った衛生管理事項は全て適用されると考えてよいのか。</p>	<p>HACCP に沿った衛生管理が必要です。</p>

※上記のほか、2 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。